

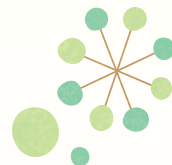
長野県障がい者共生条例

「障がいのある人もない人も共に生きる長野県づくり条例」
～誰もが暮らしやすい社会に向けて～

すべての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かす社会の実現を目指し、令和4年3月に制定された長野県条例です。

障がいの有無にかかわらず、すべての人はかけがえのない存在であるという、当たり前の価値観を社会全体で共有し、障がいのある人とない人が、お互いに理解し合うことが、共生社会づくりにつながります。事業者※の皆様のご理解とご協力をお願いします。

※ 商業その他の事業を行う者で、営利・非営利、個人・法人の別を問いません。



01 障がいのある人に対して、障がいを理由とした差別をすることを禁止します。

02 民間事業者の「合理的配慮の提供」が義務化されました。

03 紛争解決のしくみ（あっせんを行う調整委員会の設置など）を整備しました。



障がいを理由とした 差別的取扱いは禁止されています。

この条例及び障害者差別解消法によって、障がいのある人に対して、正当な理由*なく、障がいを理由とする差別をすることは禁止されています。

* 正当な理由であるか、個別事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断します。

様々なバリアを取り除くことは社会の責務です。

障がいの有無にかかわらず、私たちは置かれた環境によって様々な制約を受けますが、合理的な配慮があればその制約は解消されます。

しかしながら、障がいのある人は、生活しにくい、生きづらいと感じる場面が多い状況にあります。それは、障がいのない人に合わせて社会がつくられているからです。

障がいは、心身の機能障がいによる個人的な問題だけではなく、「心身の機能障がい」と「障がいのない人に合わせてつくられた社会環境」があいまって作り出されています。社会の中にある生活のしづらさ、生きづらさの原因をバリア、または社会的障壁といいます。これらを取り除くことは、社会の責務であり、社会全体の問題としてとらえる必要があります。

車いすを
利用する
人

階段しかない建物では、自分で2階に行けません。

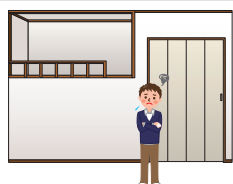


エレベーターが設置された建物では、自分で2階に行くことができます。

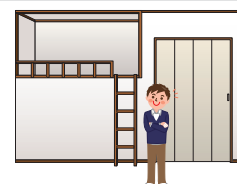


車いすを
利用しない
人

はしごがなければ、ロフトに上がりません。



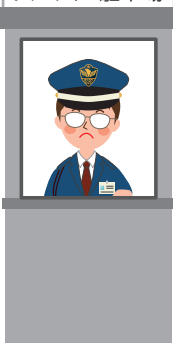
はしごがあるとロフトに上がることができます。



不当な差別とは



スーパー 駐車場



うちは無理。
他に行って

他のお客さんが
多いから今はダメ

支援する人と来て

専用の
駐車スペースはないし
車いすでの駐車場内の
移動は危険だから
万が一事故になったら
大変！

条例では、事業者がやむを得ず、

- ①障がいのある人が求めるサービス提供等を断るとき
 - ②求められたサービス提供等に当たって場所、時間等を制限するとき
 - ③障がいのない人に対しては付さない条件を付すとき
- には障がいのある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならないと規定しています。

その狭さや危険を減らす対応を具体的に検討する必要があります。

令和4年10月1日から

合理的配慮の提供が義務化されました。

合理的配慮とは、障がいのある人から社会的障壁を取り除くための支援を求められたときに事業者の負担が重すぎない範囲で対応することです。条例ではこれを事業者の義務としています。

また、合理的配慮の実施に伴う負担が過重なため、求められた支援が実施できないときは、その理由を説明した上で、別のやり方を検討し提案するなど、障がいのある人から理解を得るよう努める必要があります。

社会の中にある様々な障壁

〔事 物〕 利用しにくい施設・設備

例) 車いすを積み下ろしするスペースがない駐車場など

〔制 度〕 利用しにくい制度

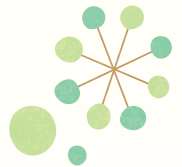
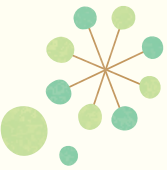
例) 障がいを理由に制限される資格や免許など

〔慣 行〕 障がいのある人の存在を意識していない慣習や文化

例) 障がいのある人には分かりにくい契約書などの文言

〔観 念〕 障がいや障がいのある人への偏見など

例) 障がいのある人が一人で外出するのは危険という先入観



合理的配慮の提供とは

車いすを下ろすスペースがない
もっと広い区画のところはありませんか？



車いす用の
広いスペースはないけど
2台分並んで空いている
ところがありますよ。
三角コーンを置いて
使えばどうでしょうか。

← 申出の要望が実施できないので、代替案が示されました。



お願いします

← 合意が得られ合理的配慮が提供されました。

-1 負担が重すぎない範囲とは？

個別の事案ごとに次の要素を考慮し、具体的な場面や状況に応じて総合的、客観的に判断します。

- ・ 事業への影響の程度（事業の目的等を損なうか）
例）レストランで食事の介助を頼まれた。
（食事を提供する事業の目的から外れる。）
- ・ 実現可能性（物理的・技術的・人的な制約）
例）予約した長距離バスの発車時間に
パニック症状で間に合わないので、
30分待つてほしいと求められた。
- ・ 費用や負担の程度
例）エレベーターの設置を求められたが、
建物の全面改修が必要な状況だった。
- ・ 事業者の事務・事業の規模、財務状況

うちの規模だと
全面改修はできないけど…
なんとかしたいね



その時その場で最善の方法を選ぶことができ、過重な負担にならない範囲でニーズに合う方法が見つけられるという利点があります。

別の日

車いすユーザーなので
三角コーンを出して
くださいーい

スーパー駐車場

今は
2台続きで
空いてる
ところ
がありません

申出に基づいて
合理的配慮が検
討されましたが、
提供できません

確保できたら
お電話
しますか？

更なる提案がさ
れました

やっぱり
スペースの広い
駐車場所が
ほしいですね

急いでいるから
別のところに
いきます
ありがとう

断る場合もあ
ります

ご要望
ありがとう
ございます

-2 合理的配慮は共生社会づくりの初めの一步!

合理的配慮に関する対話は、商品開発やサービスの向上と似ています。

お客さまの声を聴いて、ニーズを拾い出し、各事業者の実情に合った形で創意工夫し、要望に応えられないときには丁寧に説明して、理解が得られるように努めます。

一方で施設のバリアフリー化や従業員の障がいに対する理解を深める研修等の取組は「事前的环境整備」といい、不特定多数の人々に向けて、より生活しやすい環境を整える取組です。「事前」の環境整備が進めば、合理的配慮のスムーズな提供や、そのためのマンパワーを減らすことにもつながります。

しかし、環境整備だけでは、一人一人違う障がい特性や性別、年齢といった個人のニーズに対応することはできません。合理的配慮は不可欠で、社会的障壁の除去を求められたときには、ニーズを把握するための対話が何より重要です。商品開発やサービス向上と同様に、合理的配慮にもゴールがあるわけではありません。

大切なのは、お互いの前向きな建設的対話と工夫です。

「事前」の環境整備と合理的配慮の積み重ねは、事業所の魅力の一つにもなるのではないのでしょうか。



差別的対応の例

全体

- ・障がいや、前例がないからという理由で断る。

接客・販売

- ・車いすや白杖では店内移動が難しいだろうから、利用を断る。
- ・銀行ATMなどタッチパネルの操作を依頼されたが忙しさを理由に断る。

飲食・宿泊

- ・障がいがあることを理由に窓口での対応を後回しにする。
- ・補助犬の同伴を理由に入店を断る。

教育・学習支援

- ・障がいがあることを理由に学校の受験や入学を断る。

医療・福祉

- ・障がいのある人を無視して介助者のみに話しかける。

金融・保険・不動産業

- ・障がいを理由にアパートの仲介の相談を断る。
- ・相手の理解を確認しないまま契約を進める。

生活関連・娯楽

- ・障がいのある人のアトラクションの利用を断る。
- ・危ないだろうからといって、付添人を求めるなど、他の人と違った条件を付ける。

合理的配慮の例

全体

- ・意思を伝え合うために、筆談や読み上げ、手話、タブレット端末などを使って話し合う。

接客・販売

- ・店内を付き添って買い物を補助し、必要な商品を手渡す。店内の混雑時は付き添えないと説明して買い物リストに沿って店員が品物をそろえる。
- ・車いすで入れる試着室（スペース）を用意する。
- ・タッチパネルの入力を代行する。

飲食・宿泊

- ・チェックイン等の混雑時に、障がいによる様々な理由によって順番を待つことが難しい人に対して、他の人の了解を得て順番を先にする。または番号札等を配って、他に待てる場所を用意する。
- ・食事に利用するキッチンはさみやストローを用意する。
- ・補助犬ユーザーの来店時に他の利用者の中にアレルギーの人がいないか確認した上で利用してもらう。個室を用意する。

教育・学習支援

- ・受験者の障がい状況に応じた入学試験問題を用意する。
- ・見え方・聞こえ方により座席の位置などを変更する。

医療・福祉

- ・情報をアナウンスや電光表示板で表示する。
- ・制度や病気の説明は、本人へやさしい言葉で伝える。

金融・保険・不動産業

- ・バリアフリー物件等の契約が可能な物件があるかどうかを確認する。
- ・制度や契約の説明は、本人へやさしい言葉で伝える。
- ・視覚障がいのある人の同意を得てサインや押印を職員が代行する。
- ・資料を拡大文字や点字で作成したり、資料の内容を読み上げる。また、テキスト形式のデータを提供する。

状況によって断らなければならない時は、丁寧に説明して理解を求める必要があります。

生活関連・娯楽

- ・タクシー運転手が車いすなどの大きな荷物を収納する。
- ・携帯用スロープを使って乗降を補助する。
- ・電車の遅延の情報などは黒板に最新情報を書くなどして、アナウンスに加えて文字化する。



この表にない業種、もっと詳しく知りたい方へ

関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

検索

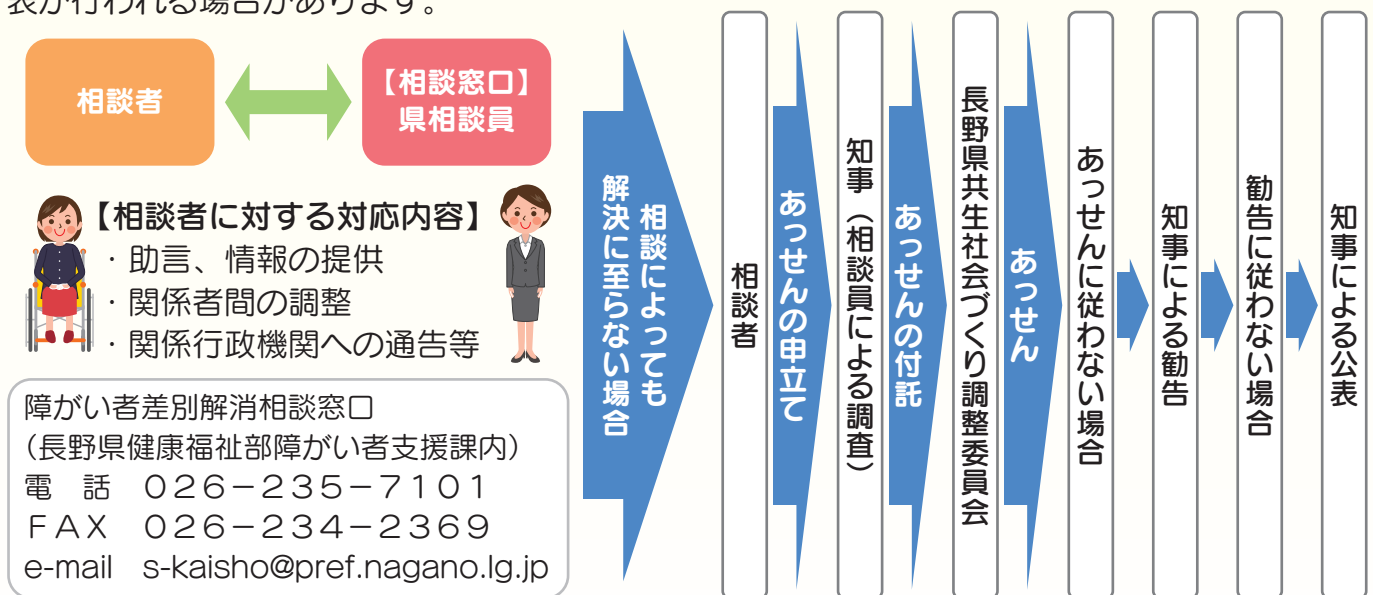


障がいを理由とする差別を 解消するための体制

県では障がいのある人だけでなく、事業者からも、障がいを理由とする差別に関する相談を受け、必要に応じて関係者間の調整・説明・助言を行い、相談事案の解決を図る窓口を設置しています。

この相談窓口における調整等によってもなお解決が困難なものについては、障がいのある人等から、県へ申立てができます。

必要に応じて、県が事実確認のための調査等を行いますので、調査等へご協力をお願いします。また、調整委員会によるあっせんを受け入れていただけない場合には、知事による勧告・公表が行われる場合があります。



職場研修等において 出前講座をご活用ください。

共生社会づくりに向けて講師を派遣します。

- ・ **対象者** 概ね20名以上のグループ(少人数でもご相談ください)
- ・ **時間** 1時間程度
- ・ **費用** 無料(会場設営に係る費用は、申込者の負担となります。)
- ・ **申込み** 開催希望日の1か月前に県障がい者支援課へ申込書を提出してください。(申込書は県ホームページ[県出前講座]に掲載しています。) お申込みいただいた内容をもとに日程調整等をさせていただきます。



こんなお話をします

- ・ 「障がいのある人への差別にはどんなものがあるの?」「合理的配慮ってどうすればいいの?」など

こんな場面でご利用ください

- ・ 事業者の社員研修に
- ・ 学校での授業に
- ・ 町内会や地域住民向けの研修会に

「ともいきカンパニー」の認定を受けて、 共生社会づくりに取り組みませんか。

長野県では、各事業所における合理的配慮の取組の普及を図るため、優れた合理的配慮の提供に取り組んでいる事業所等を「ともいきカンパニー」として認定し、その取組を県ホームページ等でPRしています。

「ともいきカンパニー」の認定を受けて、共生社会づくりの一翼を担ってみませんか。

- 対象事業所 事業を行う企業・法人・団体（支店・課単位の申請可）
- 認定要件 合理的配慮を理解し、提供する合理的配慮の内容を宣言すること。
従業員に対する研修等、共生社会づくりに関する取組を行うこと。
- 認定区分 次の2種類（両方の認定可）

長野県ともいきカンパニー

検索



障がい者にやさしいサービスを提供する事業所



障がい者が働きやすい職場環境づくりを行う事業所

条例・出前講座に関するお問い合わせ

長野県健康福祉部障がい者支援課
 電話 026-235-7101
 FAX 026-234-2369
 e-mail s-kaisho@pref.nagano.lg.jp



ともいきカンパニー認定に関するお問い合わせ

長野県健康福祉部障がい者支援課
 電話 026-235-7104
 FAX 026-234-2369
 e-mail tomo-iki@pref.nagano.lg.jp

